第６章　弁済資金の調達方法
　第１節　弁済資金の調達
　　更生債権等の弁済資金は、①第８章第２節に基づく減増資においてマイクロンにより支払われる払込金額からスポンサー契約調整をした額、及び②「コストプラスモデル説明」（別表６）記載のコストプラスモデルに基づきマイクロン（又はその一つ若しくは複数の子会社）により支払われる額により調達する。
　　また、③更生会社が秋田エルピーダの更生計画に基づく弁済により取得する資金、及び④第３章第４節第１の２⑶に基づきＥＢＳに対し弁済しなかった資金は、本更生計画に基づく弁済に使用する。
　　更生会社の事業活動から生じる収益の予想及び更生会社の資金計画の内容については、「事業損益計画表兼弁済資金計画表」（別表５）記載のとおりである。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に使用する。ただし、裁判所の許可を得た場合には、マイクロンの同意を得て、本更生計画に基づく繰上弁済に使用する。
第７章　担保権等の措置
　第１節　担保権等の処理
　　第１　存続する担保権
　　　１　工場財団抵当権に関する担保権
　　　⑴　担保権の存続
　　　ア　「存続する担保権一覧表（シンジケートローン・工場財団）」（別表23―１）記載の各物件に設定された担保権は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続する。
　　　当該担保権の担保権者は、債権額を、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続をする。
　　　当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額を、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
　　　イ　前述アの存続する担保権は、第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　　この場合、当該担保権者は、更生計画認可決定後に管財人から書面による要請があった後２週間以内に、担保権消滅のための手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
　　　⑵　工場財団からの分離等
　　　工場財団を組成する物件（以下「財団組成物件」という。）を売却、取壊し、廃棄又は移設することについて裁判所の許可を得た場合、当該財団組成物件は担保権者の同意を得た上で工場財団より分離され、当該分離に伴い、当該財団組成物件に設定されている担保権は全て消滅する。この場合、管財人は、当該分離及び当該担保権設定登記の抹消登記手続（登記の目的に係る変更登記手続、工場財団目録の記載に係る変更登記手続を含む。以下同じ。）を、本更生計画及び当該売却に係る裁判所の許可書を原因証書として、不動産登記法63条１項により単独申請にて行うことができる。
　　　財団組成物件を担保権の目的とする担保権者は、当該財団組成物件が工場財団より分離され当該財団組成物件に設定されている担保権が消滅した場合、当該分離及び当該担保権設定登記の抹消登記手続に同意したものとみなし、当該分離及び当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該分離及び当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
　　　２　リース債権に関する担保権
　　　「存続する担保権一覧表（リース）」（別表24―１）の「担保権の目的」欄記載の各資産にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続し、リース債権に関する担保権は、第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　　管財人は、リース期間満了の時又は第３章第２節の定めに基づき弁済が完了した時のいずれか遅い時までの間、引き続きリース物件を使用することができる。リース期間満了後のリース物件の処理については、当該リース契約にリース期間満了後の所有権に関する定めがあるものにおいては、更生計画によるリース債権の権利変更を踏まえて当該リース契約に従って処理するものとする。
　　　３　動産先取特権に関する担保権
　　　「存続する担保権一覧表（動産先取特権）」（別表25）の「担保目的物」欄記載の動産先取特権に関する担保権（更生計画認可決定時において残存しているものに限る）は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続する。管財人は、当該担保権の目的物について、裁判所の許可を得て売却・廃棄等の処分を行うことができ、動産先取特権に関する担保権は、当該処分がなされることにより当該担保権が消滅するとき、担保権放棄がなされたとき又は第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　　４　商事留置権に関する更生担保権
　　　「存続する担保権一覧表（商事留置権）」（別表26）の「担保目的物」欄記載の商事留置権に関する担保権は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続する。管財人は、当該担保権の目的物について、裁判所の許可を得て売却・廃棄等の処分を行うことができ、商事留置権に関する担保権は、当該処分がなされることにより当該担保権が消滅するとき、担保権放棄がなされたとき又は第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　　５　所有権留保に関する更生担保権
　　　「存続する担保権一覧表（所有権留保）」（別表27）の「担保目的物」欄記載の所有権留保に関する担保権は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続し、所有権留保に関する担保権は、第３章第２節の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　　更生会社が、第３章第２節の定めに基づき弁済を完了したとき、当該担保権の目的物の所有権は更生会社に確定的に帰属するものとする。この場合、担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、目的物の名義変更手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。
　　第２　未確定更生担保権が確定した場合の措置
　　「未確定更生担保権一覧表」（別表20）記載の債権者について、当該債権者の未確定更生担保権が確定した場合は、担保権は存在が確定した更生担保権額の限度で存続し（ただし、動産先取特権に関する担保権については、更生計画認可決定時において残存しているものに限る。）、担保権の種類に応じて前述第１の定めに従い消滅する。担保権消滅のための手続及び当該担保権の目的物の取扱いについては前述第１の定めを適用する。
　　第３　存続しない担保権
　　　１　担保権の消滅
　　「存続しない担保権一覧表（シンジケートローン・工場財団）」（別表23―２）記載の担保権、及び、当該担保権以外の更生会社の財産に設定された全ての担保権（いずれも前述第１及び第２に定めのないものに限る。）は、更生計画認可決定日に消滅する。